

岡山市商店街空き店舗対策事業補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 本市商業の振興を図るため、商店街における空き店舗対策事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定 義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれの各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業その他の商業を営む店舗が集積している地域
- (2) 「商店会」とは、商店街振興組合、事業協同組合において組織される法人格を持った商店街組織又はその連合会
- (3) 「出店者」とは、商店街の空き店舗を新たに借り受け、事業を行う者
- (4) 「空き店舗」とは、従前に店舗として事業を営み、商店会の所在する商店街のうち別図に示す範囲に位置する建物又はこれに準じる範囲に位置する建物であって、建物所有者が店舗として貸す意思があるものの、現に1ヵ月以上借主が存しないもの

(補助事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表の補助事業名の欄に掲げるものとする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、別表の補助事業者の欄に掲げるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

- (1) 市税を完納していない者
- (2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して2年を経過していない者
- (3) 同様の事業計画を含む内容で国、県又は市等の補助金等の交付を受ける者

(出店者)

第5条 出店者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 個人
- (2) 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める者で、資本金又は出資の総額のうち大企業の占める出資比率が50%未満である者をいう。）
- (3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立され法人
- (4) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された法人
- (5) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された法人

2 前項の規定にかかわらず、第4条第2項及び次の各号のいずれかに該当する者は、出店者としな

- (1) 岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団及び第2号に規定する暴力団員、並びにその関係者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5

項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者

- (3) 宗教上の組織又は団体、政治団体
 - (4) 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者
 - (5) 自己所有の店舗に出店する者
 - (6) 個人の場合で、2親等以内の親族が所有する空き店舗へ出店する者
 - (7) 個人の場合で、自身若しくは2親等以内の親族が代表者若しくは役員として属する法人が所有する空き店舗へ出店する者
 - (8) 法人の場合で、代表者若しくは役員が所有する空き店舗へ出店する者
 - (9) 法人の場合で、代表者若しくは役員が2親等以内の親族が所有する空き店舗へ出店する者
 - (10) 法人の場合で、関連法人（資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の2親等以内の親族が代表者若しくは役員として属する会社等）が所有する空き店舗へ出店する者
- (用途制限)

第6条 補助の対象となる出店は、日本標準産業分類の大分類における小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 大企業のフランチャイズ・チェーン
 - (2) 風俗営業及びそれに類する営業種目
 - (3) 近隣の店舗の業務を害する臭気・煙及び騒音・振動を発生すると判断される営業種目
 - (4) 危険物の取扱・貯蔵・処理をする営業種目
 - (5) 消費者金融並びに特殊政治団体等、事業目的に合致しない店舗・事務所
 - (6) 市内での店舗移転
 - (7) 過去に市内で店舗を営んでいた場合で、その店舗を閉店してから補助金等交付申請までに1年経過していないとき
- (補助金額等)

第7条 補助金の額は、別表の補助事業名の欄に掲げる区分に応じ、同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の額に、同表補助率の欄に定める補助率を乗じて得た額で、同表補助金交付限度額の欄に定める額を上限とする。

2 前項により算出した額に、千円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。
(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第1号に規定する事業計画書は、事業計画書（様式第1号）とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 位置図・間取り図（様式第2号）
- (2) 誓約書及び同意書（様式第3号）
- (3) 出店計画書（様式第4号）
- (4) 賃貸借契約書の写し
- (5) 見積書（事業費が税込100万円以上の補助事業については、2者以上から見積書を徴取し、それらを添付しなければならない。ただし、あらかじめ2者以上から見積書を徴取することが困難である理由を記載した書面を提出し、市長が契約の性質上、困難であると認めた場合には、該当する業者を随意の契約先とすることができるが、その場合には当該業者の見積書を添付しなければな

らない。)

- (6) 補助事業者及び出店者の市税を完納していることを証明できる書類
- (7) 工事の施工にあつては施行前現場写真
- (8) その他市長が必要と認める書類

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は要しない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、補助金の交付決定を行い、規則第8条に規定する補助金等交付決定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(交付の変更申請)

第10条 規則第12条に規定する市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 別表補助事業名欄に掲げる事業ごとの事業費の20%を超える増減
- (2) 補助金交付決定額の変更

2 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、補助金交付決定額の増額変更を認める。

- (1) 天災地変及びパンデミック等の影響による補助対象経費の増額について、やむを得ないと認めるもの
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(状況報告)

第11条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(実績報告)

第12条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施報告書(様式第5号)
- (2) 補助事業に係る経費支出の証拠書類
- (3) 工事の施工にあつては完工現場写真
- (4) 成果物、実施状況写真等、事業を実施したことを示すもの
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があつたときは、その内容を審査し、適当であると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第17条に規定する補助金等の確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第14条 前条に規定する補助金等の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに規則第19条第2項に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金等交付請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(経過状況報告)

第15条 補助事業者は、補助金の支払い後1ヵ月以内に、出店者から事業完了報告書(様式第6号)を受け、補助金交付結果報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後2年間、毎会計年度終了後20日以内に当該補助事業に係る過去1年間の経過状況について、出店者から事業経過報告書（様式第8号）を受け、経過状況報告書（様式第9号）により市長に報告しなければならない。

（委 任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第3条, 第4条, 第7条及び第10条関係)

補助事業名	補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助金交付 限度額 (単位:千円)	補助事業者
岡山市商店街空き店舗対策事業	商店会がテナントリーシング事業等により出店者を誘致し, 商店街の空き店舗へ出店するために必要な店舗改修事業	工事請負費	1/2	1,000	商店会